

身体拘束等の適正化のため の指針

「拘束の定義」

①フィジカルロック（物理的な拘束）

物理的な拘束をして身体の動きを制限することです。以下の具体例もここに当てはまります。

- ・徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ・車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帶や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ・脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ・他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

②スピーチロック（声かけによる拘束）

言葉による拘束です。「動かないで」「～しちゃダメ」「立ち上がらないで」「どうしてそんなことするの」といった叱責の言葉も含まれます。

③ドラッグロック（言動を抑え込む目的で精神薬を過剰に服用させる）

言動を抑えるために過剰に精神薬の投与をすることです。夜間の徘徊などを、眠剤や安定剤、泌尿器系の薬でコントロールすることもこれに当たります。

「駒場苑グループにおける身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方」
ご本人、他者の命の危険があるレベルの場合のみ、一時的にご本人、ご家族の同意のもと認められるケースがありますが、原則駒場苑グループではこれらの拘束行為は行わないという方針です。

「拘束を廃する理由」

生活する以上、すべての方に転倒等の事故の可能性はつきまといます。もちろん介護士の配慮で防げる事故は起きないようしなくてはいけませんが、事故には絶対に防げない事故もあります。しかし、その事故を防ぐ為に縛って動けなくしたり、ベルトで動けなくする事はその方の生活も尊厳をも奪います。拘束は虐待と定義される事もあります。そのような事までして防ぐ事故は結果としてその人のためになっていないため、拘束をしない方針をとっています。

「拘束についての委員会」

毎月 1 回委員会内で確認と注意喚起と話し合いを行います。また万が一拘束をする事になった場合、廃止に向けての時期や対策についても同委員会にて検討を行います。

施設長（拘束廃止の責任者）、主任（GH はホーム長）、ケアマネ、介護支援専門員、（特養のみ）看護師、管理栄養士

「拘束についての研修年間計画」

毎年 2 回拘束廃止、予防のための全体研修を行います。拘束や虐待については経験やスキル等関係なく全職員が共通認識するべきものなので、分けずに全職員対象で行う事とする。その他、新人職員への入職時研修（指針の周知）を行う。

「拘束を行う場合についての報告、対応の方針」

身体拘束を行わざる得ない場合、必ず管理者へ事前に状況報告を行う。その後、ご本人又はご家族に状況報告をし、同意を得て実施開始とする。実施中は緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書（別紙）にて記載を行う。実施中も各委員会を中心に月1回以上状況報告を行い、廃止に向けての対策を検討していく、拘束が一時的で済むように検討実践行っていく事とする。

「この指針の情報公開についての指針」

この指針は、全職員が駒場苑の「共有」→「@駒場苑グループ計画・マニュアル」のフォルダ内で、いつでも自由に閲覧することができます。

「その他、拘束廃止の推進のための具体的対策例と方針」

(1) 4点柵

ベッドからの転落、ずり落ちのリスクがある方には4点柵にしないように、転倒予防マットを敷く。センサーマットの使用。転んでも大きな事故にならないような環境を作る。クッション性マットを敷き詰める等。日中活動的に過ごす事で夜間の良眠を促す。ベッドから降りたいという意思がある場合は、一度起きて頂いて職員と一緒に過ごす。ベッドの高さを一番下にし、マットを敷いて落ちても怪我しないようにする。布団で寝て頂く。眠くなるまで一緒に過ごす。

(2) Y字ベルト

立ち上がり、歩行で転倒リスクが高くても、Y字ベルトにしないように、普段から手引歩行を行い、歩いても転倒しないようにする。椅子の周り、居室周り、をタンスやL字バー、ソファを置き、何かしらにつかまって歩きやすいようにする。転倒のリスクを家族に説明して了承を得る。職員が転倒予防のために付き添う他のフロアの職員、間接職に見守りのヘルプをお願いする。音楽、ぬり絵、折り紙、雑誌等ご本人が集中して取り組む事を提供する。トイレに行きたいかもしれない、トイレ誘導を行う。散歩に行き、気分転換する。保護できる衣類やカーペットで転倒軽減策をとる。日中活動的に過ごす事で夜間ぐっすり寝て頂けるようにする。時には臥床して頂き、座らせきりにならないようにする。職員と一緒に動いて頂く。

(3) ミトン

かきむしる行為があってもミトンにしないように、疥癬等の既往がないか確認。皮膚疾患が疑われる場合は、皮膚科受診。爪切りをまめに行う。2人介助で対応し、1人に手を握ってもらう。手袋の使用下着の素材やおむつかぶれを疑い、綿素材の下着やオムツ中止をする。入浴回数を増やす。スキンケ

アを行う。

※このように常に拘束行為を行わないような具体的な対策を打ち出し、拘束廃止を徹底していく事とする。

平成 30 年 4 月 1 日

平成 31 年 4 月 1 日 改定

令和 2 年 4 月 1 日 改定

令和 6 年 4 月 1 日 改定